新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて 身の周りを清潔にしましょう

本記事は5月28日時点の経済産業省、厚生労働省、独立行政法人製品評価技術基盤機構からの情報を基に作成しています。

丁寧な手洗いを

手に付いたウイルスは、手洗いを丁寧に行うことで、十分に除去できます。この場合はさらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
せっけんやハンドソープで10秒 もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1 🗇	約0.01パーセント(数百個)
	2回繰り返す	約0.0001パーセント(数個)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒

食器や手すり、ドアノブなどの消毒には、アルコール以外にも熱水や 塩素系漂白剤、一部の界面活性剤が有効です。

熱水による消毒

食器や箸などは、80度以上の熱水に10分間さらすと消毒ができます。 つ注音点

- 火を使う場合は火元から離れない
- ◆ やけどに注意する

塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒

塩素系漂白剤を0.05パーセントに希釈し、拭くことで消毒ができます。 【0.05パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方】

メーカー(50音順)	商品名	作り方の例	
花王	ハイター	水 1 リットルに本商品25ミリリッ	
	キッチンハイター	トル(商品付属のキャップ1杯)	
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ		
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 リットルに本商品10ミリリットル(商品付属のキャップ 2 分の	
ミツエイ	ブリーチ	1杯)	
	キッチンブリーチ		

○注意点

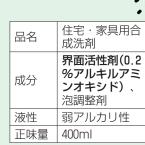
- ●必ず換気をする
- 他の薬品と混ぜない
- 漂白剤を扱うときは家事用の手袋をする
- ※金属は腐食する場合があります。

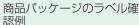
使用にあたっては、商品の説明や各メーカーのホームページをご確認 ください。これ以外の次亜塩素酸ナトリウムを含む商品は、各メーカー のパッケージやホームページをご覧ください。

住宅・家具用洗剤による消毒

◆住宅・家具用洗剤

新型コロナウイルスの除去には、次の成分(界面活性剤)が含まれる住宅・家具用洗剤を用いることができます。使用方法は各商品の使用方法に従ってください。洗剤にどの界面活性剤が使われているかは、製品のラベルやホームページなどで確認できます。







【試験で効果が確認された界面活性剤】

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、アルキルグリコシド、アルキルアミンオキシド、塩化ベンザルコニウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、塩化ベンゼトニウム、塩化ジアルキルジメチルアンモニウム

効果が確認された界面活性剤は独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ(https://www.nite.go.jp/)または**右図**2次元バーコードで随時公開しています。洗剤の使用方法は各商品のパッケージやホームページをご覧ください。



◆住宅・家具用洗剤がない場合

住宅・家具用洗剤がない場合は、台所用洗剤を希釈して代用することができます。その場合は台所用洗剤に前述の「試験で効果が確認された 界面活性剤」が含まれているかを確認しましょう。

【洗剤薄め液の作り方と使い方】

- ●たらいや洗面器などに500ミリリットルの水を張り、台所用洗剤小さじ 1杯(5グラム)を入れ、軽く混ぜ合わせる。
- ●キッチンペーパーや布などに洗剤薄め液を染み込ませ、液が垂れないように絞る。消毒したい対象は汚れやウイルスを広げないよう、一方向にしっかり拭き取る。
- 5 分ほど置いてから、キッチンペーパーや布で水拭きをし、洗剤を拭き取り、キッチンペーパーなどで乾拭きをする。

○注意点

- ●手指や皮膚には使用しない
- スプレーボトルでの噴霧は行わない
- ●洗剤薄め液は、その都度使い切る
- 台所用洗剤でプラスチック部分を拭いた場合、そのまま放置すると 傷むことがあるため、水拭きする
- 塗装面や水が染み込む場所や材質には使わない

担当

健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

高座清掃施設組合関連施設の利用再開

新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部休館していた関連施設の利用を再開しました。いずれの施設もマスクの着用、利用者名簿の記入、ヘルスチェックシートの記入などをお願いしています。

環境プラザ

ボールプールを除く全ての施設の利用を再開します。ただし、貸室の定員は通常の50パーセントです。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 高座クリーンセンター環境プラザ ☎046(238)3172(月曜日、祝・休日、年末年始を除く午前9時~午後8時)

本郷荘(本郷老人福祉センター)

カラオケ設備を除く全ての施設の利用を再開します(24人以内。浴室は1回3人まで)。施設の利用には、利用希望日の10日前までに電話で予約が必要です。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○**問い合わせ先** 本郷老人福祉センター本郷荘 ☎046(238)0846(月曜日、祝・休日 を除く午前9時~午後4時30分)

精神障害者保健福祉手帳・ 自立支援医療受給者証 (精神通院)をお持ちの方へ

◆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

有効期限が令和2年3月1日~令和3年2月28日までの同手帳があり、更新時に診断書を提出する必要がある方は、更新手続きに必要な診断書の提出を一定期間猶予します(更新の申請は必要です)。年金証書などによる更新・新規・県外転入・等級変更申請は、通常通りの申請が必要です。

◆自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

有効期間が令和2年3月1日~令和3年2月28日までの同証をお持ちの方は、更新申請手続きを省略し、満了日を1年間延長します。現在所持している同証は、引き続き使うことができます。ただし、新規・県外転入・変更は申請が必要です。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043